

# 住宅の耐震化について

習志野市では、地震に強いまちづくりを進めるため、住宅の耐震化を推進しております。

阪神・淡路大震災でも、昭和56年5月31日以前の木造住宅について、倒壊などの被害が多く報告され、熊本地震においては、昭和56年5月31日以前に建てられた建築物の被害に加え、平成12年5月31日以前に建てられた木造住宅においても倒壊による被害が生じました。

近年では、平成23年3月に東日本大震災、平成28年4月に熊本地震、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震、令和6年1月に能登半島地震などが頻発しており、今後いつ千葉県を襲うか分からない地震に備え、早急な対策が求められています。

お住まいの耐震性に不安のある方は、耐震診断および耐震改修を実施するために市で支援を行っていますので、ぜひこの機会にご活用ください。



令和8年度の住宅の耐震化支援制度については、裏面の概要をご覧ください。  
ご不明な点などございましたら、お問合せ先までご連絡ください。

■令和8年度 木造住宅耐震診断費・耐震改修費の受付は、4/15(水)から市役所4階 建築指導課窓口にて行います。(先着順)

■令和8年度 無料耐震診断の受付は、5/15(金)から電話または市役所4階 建築指導課窓口にて受付を行います。(先着順)

# 【令和8年度】住宅の耐震化支援制度（概要）

## ■木造住宅無料耐震診断（予定棟数になり次第、受付終了）

お手持ちの建物図面を基に、習志野市木造住宅耐震診断士が、パソコンにて行う簡易な診断です。

### 1. 対象となる住宅

#### 【次の要件すべてを満たしている住宅】

- ①市内に現存する平成12年5月31日以前に建築又は着工された木造住宅
- ②自らが所有し、居住する在来軸組構法、枠組壁工法（2×4工法）の一戸建て又は併用住宅（特殊な認定工法等は除く）
- ③地上階数が2階以下であること
- ④耐震診断を行うための図面が存在すること

## ■木造住宅耐震診断費の補助（予定棟数になり次第、受付終了）

習志野市木造住宅耐震診断士が詳細な診断を行う場合の費用の一部を補助します。（詳しくは「木造住宅の耐震診断費補助のご案内」をご参照ください。）

### 1. 対象となる住宅

無料耐震診断（④の条件を除く）と同じ要件

### 2. 補助額

耐震診断に要する費用の3分の2（最大8万円）

### 3. 対象者

市内に木造住宅を所有かつ居住する人で、習志野市木造住宅耐震診断士の耐震診断を受ける者

## ■木造住宅耐震改修費の補助（予定棟数になり次第、受付終了）

耐震改修が必要と診断された木造住宅について、耐震改修を行う場合の工事費の一部を補助します。（詳しくは「木造住宅の耐震改修費補助のご案内」をご参照ください。）

### 1. 対象となる住宅

習志野市木造住宅耐震診断士が行った耐震診断により、耐震改修の必要があると診断された木造住宅

### 2. 補助額

耐震改修に要する費用のうち「工事費」の5分の4（最大115万円）

### 3. 対象者

市内に上記の対象住宅を所有し、かつ居住している者

## ○耐震改修した場合の税制優遇について

現行の耐震基準を満たすように住宅を改修した場合、申告すると固定資産税の減額（所管：市役所 資産税課）や所得税の特別控除（所管：千葉西税務署）が受けられます。申告の手続きについては、各所管までお問い合わせください。

■危険コンクリートブロック等安全対策費の補助（予定棟数になり次第、受付終了）

地震時に倒壊の恐れのある危険コンクリートブロック塀等の安全対策に要する撤去経費の一部を補助します。（詳しくは「危険コンクリートブロック等安全対策費補助のご案内」をご参照ください。）

1.対象となる危険コンクリートブロック等

【次の要件すべてを満たしているコンクリートブロック等】

- ① 組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む）
- ② 避難路に面して築造されたもの
- ③ 塀の高さが原則として1.2メートルを超えるもの
- ④ 職員が現地調査を行い、倒壊等の危険があると判断されたもの

2.補助額

【次のいずれかのうち、**最も小さい額が補助金の額**になります。（なお、千円未満の端数は切り捨てます。）】

- ① 補助対象の撤去工事に係る費用の3分の2を乗じて得た額
- ② 補助対象の撤去する塀の長さ1m当たり1万5千円を乗じて得た額
- ③ 15万円【最大額】

3.対象者

【次の要件すべてを満たしている者】

- ① 危険コンクリートブロック塀等の所有者又は管理者であること
- ② 市民税、固定資産税又は都市計画税を滞納していないこと
- ③ 土地の販売及び賃貸を目的とし、整地や建物解体工事をする際に危険コンクリートブロック塀等を除却するものでないこと

□木造住宅の耐震診断費・耐震改修費および危険コンクリートブロック等安全対策費の補助を受ける際は、契約前に申請等が必要となりますのでお問合せください。

-お問合せ先-

習志野市役所 都市環境部 建築指導課

電話:047-453-3967(直通) FAX:047-453-7384

ホームページ:<https://www.city.narashino.lg.jp>

(下記コードからもご覧いただけます)

キーワード検索

ID検索

耐震

